

居宅訪問型児童発達支援と通所の併用について

【支援内容及び対象者】

○ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項

この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○ 児童福祉法施行規則第 1 条の 2 の 3

（法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する厚生労働省令で定める状態）

- 1 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- 2 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

対象となる状態像

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて（平成 30 年 3 月 6 日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室事務連絡））（抄）

【重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる事例】

- ・ 各種手帳の重度判定（身体障害者手帳 1・2 級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳 1 級相当）を基本とし、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である障害児

【人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態であって外出が困難と考えられる事例】

- ・ 人工呼吸器の装着等により、通所に耐えうる状態ではない障害児（通所可能な範囲に、医療的ケアが必要な障害児を支援する事業所がない場合等）

【重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態であって外出が困難と考えられる事例】

- ・ 重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であって、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である障害児

【居宅訪問型児童発達支援と通所の取扱い】

- 令和元年 7 月 1 日版「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」において「居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として

想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。」と明示されている。

- したがって、通所施設へ通うための移行期間として通所施設と組み合わせることは差し支えなく、一律に併用を禁止しているものではない。移行期における支援については個々の状態を判断して適切に支給決定が行われる必要がある。



- このサービスの利用が必ずしも進んでいない状況を鑑み、本来、「移行期間」としての併用が考えられる場合においてまで認められないことは適当ではないことから、運用の実態を把握しながら「移行期間における併用」の例示を示すことを検討したい。